# 鹿角都市計画道路の変更 (秋田県決定)

令和7年4月

秋田県

### 鹿角都市計画道路の変更(秋田県決定)

1. 都市計画道路中 3・3・2 号陣場中野線ほか 6 路線を次のように変更する。

	名称		位置			区域					
種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	備考
幹線街路	3.3.2	陣場 中野線	鹿角市 十和田 毛馬内字 上陣場	鹿角市 十和田 毛馬内字 上寄熊	鹿角市 十和田 毛馬内字 上陣場	約 540 m	地表式	2 車線	22m	幹線街路との 平面交差1箇所	
	3.4.4	毛馬内 下川原線	鹿角市 十和田 毛馬内字 横道	鹿角市 花輪字 鉄砲	鹿角市 十和田 錦木字 下野田	約 6, 280m	地表式	2 車線	18.5m	JR 花輪線との 立体交差1箇所、 幹線街路との 平面交差2箇所、 区画街路との 平面交差1箇所	
	3.4.7	下夕町 高井田線	鹿角市 花輪字 合ノ野	鹿角市 花輪字 高井田	鹿角市 花月田, 花月輪字 上花輪	約 3, 280m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との 平面交差 5 箇所	
	3.4.16	花輪通線	<ul><li>鹿角市</li><li>花輪字</li><li>下花輪</li></ul>	鹿角市 花輪字 上花輪	<ul><li>鹿角市</li><li>花輪字</li><li>中花輪</li></ul>	約 980m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との 平面交差4箇所	
	3.5.14	下夕町線	<ul><li>鹿角市</li><li>花輪字</li><li>下夕町</li></ul>	<ul><li>鹿角市</li><li>花輪字</li><li>下花輪</li></ul>	鹿角市 花輪字 柴切田	約 1,030m	地表式	2 車線	12m	幹線街路との 平面交差2箇所	
	3.5.17	花輪 尾去沢線	鹿角市 花輪字 新田町	鹿角市 尾去沢字 山根	鹿角市 花輪字 堰根川原, 尾去沢字 下モ平	約 690m	地表式	2 車線	16m	JR 花輪線との 平面交差1箇所、 幹線道路との 平面交差1箇所	
	3.6.19	十和田通線	度角市 十和田 大湯字 荒瀬	度角市 十和田 大湯字 下川原	鹿角市 十和田 大湯字 川原ノ湯	約 1,800m	地表式	2 車線	11m	幹線街路との 平面交差 4 箇所	

「区域および構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3·5·13 号毛馬内通線及び 3·6·20 号大湯通線を廃止する。

「区域および構造は計画図表示のとおり」

人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、将来都市計画道路網を検討した結果、次のとおり変更を行う。

- 3・3・2 号陣場中野線、3・4・7 号下夕町高井田線、3・5・14 号下夕町線及び3・6・19 号十和田通線については、接続する他の都市計画道路の廃止に伴い、構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を2車線に決定する。
- 3·4·4 号毛馬内下川原線については、接続する他の都市計画道路の廃止に伴い、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。
- 3·4·16 号花輪通線については、接続する他の都市計画道路の廃止に伴い、区域について所要の変更を行う。
  - 3・5・13 号毛馬内通線及び3・6・20 号大湯通線については、全線を廃止する。
- 3·5·17 号花輪尾去沢線については、尾去沢字山根地内から終点までの未整備区間を廃止 し、位置、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定す る。

#### 変更理由書

鹿角市の長期未着手の都市計画道路について、令和4年から「鹿角市総合都市交通体系調査」 を実施し、現況交通量について調査するとともに、将来交通量推計等に基づき長期未着手の区間の再評価を行い、令和5年に都市計画道路の見直し方針を定めたところである。

今回は、その方針に基づき変更するものであり、各路線の主な変更理由は以下のとおりである。

#### 3.3.2 号陣場中野線

3・3・2 号陣場中野線は、当初、市内交通量の増大に対処するため、昭和51年に都市計画道路として決定されている。

当路線は、毛馬内・錦木地区と大湯地区を結ぶ主要幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第6条により車線数を決定するにあたり、既計画で2車線を想定していること、将来の交通量が2車線相当の交通量となっていること、現道が2車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3·4·5 号中野浜田線の廃止(鹿角市決定)に伴い、地表式の区間に おける幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

#### 3.4.4 号毛馬内下川原線

3・4・4 号毛馬内下川原線は、昭和 51 年の当初決定後、平成 10 年に花輪・尾去沢地区と毛馬内・錦木地区の両拠点の連携強化と交通環境の改善に対処するため、延長を 2,620mから 6,280 m、幅員を 16mから 18.5mに都市計画を変更し、現在の計画となっている。

当路線は、南北方向の都市の骨格を形成するとともに、市街地間や周辺都市との交流・連携を 支える主要幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第6条により車線数を決定するにあたり、既計画で2車線を想定していること、将来の交通量が2車線相当の交通量となっていること、現道が2車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3·4·5 号中野浜田線の廃止(鹿角市決定)と 3·5·13 号毛馬内通線の廃止(秋田県決定)に伴い、交差点部分の区域の変更及び、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

#### 3·4·7 号下夕町高井田線

3・4・7 号下夕町高井田線は、昭和30年に都市計画道路として決定後、交通の安全確保を図るため、平成8年に一部区間の幅員を12mから16mに都市計画変更をし、現在の計画となっている。

当路線は、南北方向の都市の骨格を形成するとともに、市街地の間や周辺都市との交流・連携を支える主要幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第6条により車線数を決定するにあたり、既計画で2車線を想定していること、将来の交通量が2車線相当の交通量となっていること、現道が2車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3·4·9 号久保田古館線の一部区間の廃止(鹿角市決定)と 3·5·15 号 六月田線の廃止(鹿角市決定)に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変 更する。

#### 3.4.16 号花輪通線

3・4・16 号花輪通線は、昭和 30 年の当初決定後、平成 11 年に 3・4・11 号舟場上野線の拡幅より交差点区域を変更し、現在の計画となっている。

当路線と接続する 3・4・11 号舟場上野線の一部区間の廃止(鹿角市決定)に伴い、交差点部分の 区域を変更する。

#### 3.5.13 号毛馬内通線

3·5·13 号毛馬内通線は、昭和 51 年に市内交通量の増大に対処するため都市計画道路として 決定された路線であり、現在、全区間が未整備となっている。

当該路線を整備した場合、路線上の神社や商店街の建物の移転が発生し、沿道店舗に悪影響を及ぼす恐れがあること、また、用地補償に多大な事業費が必要となるなど、既定計画での整備の実現性が低くなっている。また、当該路線を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・5・13 号毛馬内通線の全区間を廃止する。

#### 3.5.14 号下夕町線

3・5・14 号下夕町線は、昭和30 年に都市計画道路として決定され、昭和54 年に交通の緩和と 児童の安全確保のため一部幅員を12mから16mに都市計画変更をし、現在、一部区間が未整備 となっている。

当路線は、小坂地区と市街地を結ぶ拠点ネットワーク道路と主要幹線道路を補完する都市幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第6条により、車線数を決定するにあたり、既計画で2車線を想定していること、将来の交通量が2車線相当の交通量となっていること、現道が2車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3·5·15 号六月田線の廃止(鹿角市決定)と 3·4·9 号久保田古館線の一部区間の廃止(鹿角市決定)に伴い、交差点部分の区域の変更及び、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

#### 3.5.17 号花輪尾去沢線

3・5・17 号花輪尾去沢線は、昭和 30 年の当初決定後、平成 8 年に交差点の変更に伴い起点位置を変更し、現在、一部区間が未整備となっている。

当路線は、花輪・尾去沢地区を結ぶ拠点ネットワーク道路と主要幹線道路を補完する都市幹線道路として位置づけられている。

近年、人口減少に伴い交通需要も減少傾向にあり、当路線西側の尾去沢字山根地内から終点までの未整備区間の必要性が低下しており、当該区間を整備した場合、墓地と尾去沢中学校に悪影響を及ぼす恐れがあり実現性も低くなっている。また、当該区間を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

今回、都市計画法施行令第6条により、車線数を決定するにあたり、既計画で2車線を想定していること、将来の交通量が2車線相当の交通量となっていること、現道が2車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2車線として決定するものである。

以上の理由から、3·5·17 号花輪尾去沢線の一部区間を廃止し、終点、主な経過地、延長、幅員を変更する。

また、当路線と接続する 3·4·8 号駅西鏡田線の廃止(鹿角市決定)に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

#### 3.6.19 号十和田通線

3·6·19 号十和田通線は、昭和 28 年に当初決定後、昭和 51 年に路線番号を 3·6·9 から 3·6·19 に都市計画を変更し、現在の計画となっている。

当路線は、大湯地区の東西軸として大湯地区内外の交流と連携を支える主要幹線道路として 位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第6条により車線数を決定するにあたり、既計画で2車線を想定していること、将来の交通量が2車線相当の交通量となっていること、現道が2車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3·4·3 号大湯中央線の一部区間の廃止(鹿角市決定)、3·6·20 号大 湯通線(秋田県決定)、3·6·23 号上の湯線(鹿角市決定)の廃止に伴い、地表式の区間における幹 線街路との平面交差箇所数を変更する。

#### 3.6.20 号大湯通線

3·6·20 号大湯通線は、昭和 28 年に当初決定後、昭和 51 年に路線番号を 3·6·8 号から 3·6·20 号に都市計画を変更し、現在、全区間が未整備となっている。

当初、大湯温泉の発展に伴う交通量の増大に対処するため決定されたが、近年大湯温泉の観光客が減少傾向にあり、将来交通需要も減少すると予想され必要性が低下しており、当該路線を整備した場合、大規模な介護施設や沿道家屋の移転が発生し、施工に多大な事業費が必要となるなど、既定計画での実現性も低くなっている。また、当該路線を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・6・20 号大湯通線の全区間を廃止する。

## 鹿角都市計画道路の変更(秋田県決定)新旧対照表

## 【変更前】

_	[文文刊]										
	名称		位置		区域	構造					
種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	備考
幹線街路	3.3.2	陣場 中野線	鹿角市 十和田 毛馬内字 上陣場	鹿角市 十和田 毛馬内字 上寄熊	十和田 毛馬内字 下寄熊	約 540m	地表式	_	22m	幹線街路と 平面交差2箇所	
	3.4.4	毛馬内 下川原線	鹿角市 十和田 毛馬内 字横道	鹿角市 花輪字 鉄砲	十和田 錦木字 下野田	約 6, 280m	地表式	_	18.5m	JR 花輪線と立体 交差1箇所、幹線 街路と平面交差4 箇所	
	3.4.7	下夕町 高井田線	鹿角市 花輪字 合ノ野	鹿角市 花輪字 高井田	花輪字 六月田, 花輪字 上花輪	約 3, 280m	地表式	_	16m	幹線街路と 平面交差3箇所	
	3.4.16	花輪通線	鹿角市 花輪字 下花輪	鹿角市 花輪字 上花輪	花輪字 中花輪	約 980m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と 平面交差 4 箇所	
	3.5.13	毛馬内 通線	鹿角市 十和田 毛馬内字 毛馬内	鹿角市 十和田 毛馬内字 休堂	十和田 毛馬内字 毛馬内	約 560 m	地表式		12m	東北縦貫高速自 動車道と立体交 差	
	3.5.14	下夕町線	鹿角市 花輪字 下夕町	鹿角市 花輪字 沢小路	花輪字 柴切田	約 1,030m	地表式		12m	_	
	3.5.17	花輪 尾去沢線	鹿角市 花輪字 新田町	鹿角市 尾去沢字 軽井沢	花輪字 堰根川原 尾去沢字 上山	約 2, 780m	地表式	_	12m	JR 花輪線と平面 交差、幹線道路と 平面交差2箇所	
	3.6.19	十和田通線	鹿角市 十和田 大湯字 荒瀬	鹿角市 十和田 大湯字 下の湯	十和田 大湯字 川原の湯	約 1,800m	地表式	_	11 m	幹線街路と 平面交差 6 箇所	
	3.6.20	大湯通線	鹿角市 十和田 大湯字 上の湯	鹿角市 十和田 大湯字 川原ノ湯	十和田 大湯字 大湯	約 1,240m	地表式	_	8m	幹線街路と 平面交差 7 箇所	

## 【変更後】

	名称		位置			区域	構造				
種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	備考
幹線街路	3.3.2	陣場 中野線	鹿角市 十和田 毛馬内字 上陣場	鹿角市 十和田 毛馬内字 上寄熊	鹿角市 十和田 毛馬内字 上陣場	約 540m	地表式	2 車線	22m	幹線街路と <mark>の</mark> 平面交差 1 箇所	
	3.4.4	毛馬内 下川原線	鹿角市 十和田 毛馬内 字横道	鹿角市 花輪字 鉄砲	<mark>鹿角市</mark> 十和田 錦木字 下野田	約 6, 280m	地表式	2 車線	18.5m	JR 花輪線との立 体交差1箇所、幹 線街路との平面交 差2箇所、区画街 路との平面交差1 箇所	
	3.4.7	下夕町 高井田線	鹿角市 花輪字 合ノ野	鹿角市 花輪字 高井田	度角市花輪字六月田,花輪字上花輪	約 3, 280m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と <mark>の</mark> 平面交差 5 箇所	
	3.4.16	花輪通線	鹿角市 花輪字 下花輪	鹿角市 花輪字 上花輪	<mark>鹿角市</mark> 花輪字 中花輪	約 980 m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と <mark>の</mark> 平面交差 4 箇所	
	3.5.13	毛馬内通線	鹿角市 十和田 毛馬内字 毛馬内	鹿角市 十和田 毛馬内字 休堂	十和田 毛馬內字 毛馬內	<del>約</del> 560 m	地表式		12m	東北縦貫高速自動 車道と立体交差	廃止
	3.5.14	下夕町線	鹿角市 花輪字 下夕町	鹿角市 花輪字 下花輪	鹿角市 花輪字 柴切田	約 1,030m	地表式	2 車線	12m	幹線街路との 平面交差2箇所	
	3.5.17	花輪 尾去沢線	鹿角市 花輪字 新田町	鹿角市 尾去沢字 山根	度角市 花輪字 堰根川原 尾去沢字 下モ平	約 690m	地表式	2 車線	16 m	JR 花輪線との平 面交差1箇所、幹 線街路との平面交 差1箇所	
	3.6.19	十和田通線	鹿角市 十和田 大湯字 荒瀬	鹿角市 十和田 大湯字 下川原	<mark>鹿角市</mark> 十和田 大湯字 川原ノ湯	約 1,800m	地表式	2 車線	11 m	幹線街路と <mark>の</mark> 平面交差 4 箇所	
	3.6.20	大湯通線	鹿角市 十和田 大湯字 上の湯	鹿角市 十和田 大湯字 川原ノ湯	十和田 大湯字 大湯	新 1, 240m	地表式	2 車線	8m	幹線街路と 平面交差 7 箇所	廃止